

高松市子育て世代親元近居等支援事業助成金 提出書類一覧表

【事前確認申請時（転居前）】

◆必ず必要な書類

チェック欄	No.	必 要 書 類	説 明
	①	事前確認申請書	・高松市子育て世代親元近居等支援事業助成事前確認申請書
	②	子ども世帯の世帯全員の住民票の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・3か月以内の発行で、世帯主と続柄の記載があるもの（コピー可） ・発行を受けたら、持ち帰る前に世帯主と続柄、世帯全員が記載されていることをよく確認してください。 ・発行には手数料がかかります。
	③	親世帯等の世帯全員の住民票の写し	
	④	子ども世帯と親世帯等の親子関係が分かる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・3か月以内に発行されたもの（コピー可） ・親子関係にある親又は子の戸籍抄本など ・発行には手数料がかかります。
	⑤	転居世帯の転居する日が分かる書類	・引越し予定日が記載されているもの（引越し事業者が発行したもの）
	⑥	助成対象経費が分かる書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・引越し費用の見積書（引越し先、引越し予定日、費用の内訳及び金額がわかるもの） ※引越し事業者が発行したものに限りです。 ・転居する住宅の契約書（売買契約書、工事請負契約書、賃貸借契約書など）
	⑦	転居世帯全員の本市の市税に滞納がないことの証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・3か月以内に発行されたもの（コピー可） ・滞納無証明書（納税課） ・発行には手数料がかかります。 ※市外からの転居の場合は、高松市納税課にお問い合わせください。（087-839-2222）

◆該当する場合、必要な書類

チェック欄	No.	必 要 書 類	説 明
	⑧	出産予定であることが分かる書類	<p>≪小学生以下の子どもはいないが、出産予定の場合≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳のコピー、妊娠証明書のコピーなど
	⑨	婚姻日が分かる書類	<p>≪新婚夫婦がすでに婚姻届を提出している場合≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3か月以内に発行されたもの（コピー可） ・戸籍抄本など ・発行には手数料がかかります。
	⑩	市町村民税の所得割額が分かる書類	<p>≪市内での転居の場合≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3か月以内に発行されたもの（コピー可） ・所得課税証明書（納税課） ・発行には手数料がかかります。

※上記のほかにも審査に必要な書類の提出をお願いすることがあります。

高松市子育て世代親元近居等支援事業助成金 提出書類一覧表

- 引越し・対象経費支払いは、平成31年3月31日までに完了してください。
- 助成申請書は、平成31年3月31日までに提出してください。

【転居後（住民票の異動後）】

◆必ず必要な書類

チェック欄	No.	必要書類	説明
	①	助成申請書	<ul style="list-style-type: none"> 子育て世代親元近居等支援事業助成申請書
	②	転居世帯の転居後の世帯全員の住民票の写し	<ul style="list-style-type: none"> 世帯主と続柄の記載があるもの（コピー可） 発行を受けたら、持ち帰る前に世帯主と続柄、世帯全員が記載されていることをよく確認してください。 発行には手数料がかかります。
	③	助成対象経費の領収書と領収金額の内訳が分かる書類	<p>※いずれの書類もコピー可</p> <ul style="list-style-type: none"> 引越し費用 領収書とその料金明細が分かるもの（領収内訳書） 不動産登記費用（所有権が申請者のものに限る） 領収書と取得した土地・建物の登記事項証明書など登記内容が分かるもの 仲介手数料や礼金 領収書と賃貸借に係る手数料や礼金の額が分かるもの

◆該当する場合、必要な書類

チェック欄	No.	必要書類	説明
	④	婚姻日が分かる書類	<p>《事前申請時に婚姻届が未提出であった新婚夫婦の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> 3か月以内に発行されたもの（コピー可） 戸籍抄本など 発行には手数料がかかります。

※上記のほかにも審査に必要な書類の提出をお願いすることがあります。